

(別紙)

(定期監査)の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
交流推進 部	スポーツ 推進課	R -5	指摘事 項	市内体育施設の駐車場貸出に係る行政財産使用料の徴収に当たり、消費税を加算していない事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、行政財産使用料算定における消費税取扱いの認識不足によるものである。 盛岡市行政財産使用料条例及び通知等に基づき、適切に算定するよう、課内研修で周知徹底し再確認した。 今後は、行政財産使用許可事務に当たっては、適正な会計処理を係内で確認し合うとともに、行政財産使用料を一括管理する一覧表を係内で共有し、再発防止に努める。
交流推進 部	スポーツ 推進課	R -5	指摘事 項	行政財産使用料の債権管理に当たり、督促が適切に行われていない事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、口頭での催告を行った際に支払いの意志が確認できたため、相手方を信頼して納付状況の確認を怠り、その後の督促を適切に行わなかったことによるものである。 使用料の納付状況を確認し、納期限から20日を経過しても未納の場合は期限を設定して督促を行うよう、課内研修で周知徹底し再確認した。 今後は、行政財産使用許可事務に当たっては、適正な債権管理を係内で確認し合うとともに、行政財産使用料を一括管理する一覧表を係内で共有し、再発防止に努める。
交流推進 部	スポーツ 推進課	R -5	指摘事 項	公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金の交付に当たり、証拠書類に基づく事業実績の確認が不十分であることから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金交付要領で定める提出書類の領収書が作成されない経費について、代替として規定と異なる書類を認めていたことなどによるものである。 要領を「領収書等、証憑書類の写し」に改正し、領収書以外での支払い関係書類も可能にした。 今後は、実績報告書添付書類チェックリストを作成して提出書類を確認するほか、提出書類に疑義が生じた場合は、盛岡市補助金交付規則第15条に基づき、(公財)盛岡市スポーツ協会に市担当者が訪問し、現地調査するなど、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健福祉部	障がい福祉課	R -5	指摘事項	盛岡市立しらたき工房バスの売払いの一般競争入札に当たり、代理人の押印を欠く無効とすべき入札書を有効として取り扱っていたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当者が無効な入札書であることを見落としたことによるものである。 改善のための措置として、令和6年度から「契約事務における入札書・見積書に係るチェックリスト」を作成し、入札及び見積合わせの際に使用するとともに契約伺いに添付することとした旨、令和6年4月25日実施の服務ミーティングにて課内周知を行った。 今後は、このチェックリストにより、担当者及び担当係長の確認作業を課内でも確認し、契約事務に関する留意点を共有・明確化しながら、複数人によるチェックを行うことで再発防止に努める。
保健福祉部	長寿社会課	R -5	指摘事項	けやき荘の利用者居室電気料の調定に当たり、減額することについて決裁権者の決裁を得ていないことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、電気使用料の減免について、指定管理者から口頭で協議があったものの、減免の手続きについては、利用料の減免と同様、指定管理者が行うものと誤認しており、適用法令について認識不足であったためである。 電気料の減額については、事後において、減免内容が適正であることについて、決裁権者の承認を得た。また、指定管理者の業務及び「市長内部部局専決及び代決に関する規程」について、令和6年4月に課内研修を実施し、専決事項及び専決者について改めて確認した。 今後は、適正な事務処理となるよう、同規程の確認を徹底し、再発防止に務める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健福祉 部	介護保険 課	R -5	指摘事 項	公用車による市外用務地への訪問に当たり、日当が支給されていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、「日額旅費及び市内旅行等の旅費に関する規則」に規定する市内旅行等の範囲を誤認していたことによるものである。 未支給だった日当について、令和6年4月5日に対象職員に対し支給した。また、市外用務地への旅行命令に関する取扱いについて課内における周知を令和6年4月8日に行った。 今後は、適正な旅行命令の取扱いについて継続的に研修を行うとともに、新たに異動した職員に対する新任者研修における研修項目とした。 また、市外用務地への日帰り旅行が発生する用務については、所属長による事前の日帰り旅行命令簿の決裁を徹底するとともに、庶務担当者も毎月公用車の運行記録簿を点検し、日当支給対象者の有無を確認することにより、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
子ども未 来部	子育てあ んしん課	R-5	指摘事 項	盛岡市私立保育所等延長保育事業補助金の交付に 当たり、補助額の算定における端数処理について、補助 金交付要綱と異なる算定による交付申請を受け、交付決 定をしている事例が見られることから、適正な事例の執 行を求める。	措置済	原因は、国庫補助に市単独予算を組み合わせている 当該補助金の補助金交付要綱制定時に、市単独予算 分の端数処理を行う規定としたことによるものである。 補助金交付要綱については、端数処理を行わない 事務処理となるような内容に令和6年3月26日に改正 し、令和5年度の補助金は改正後の交付要綱に基づき 交付した。 今後は、算定額が補助金交付要綱の規定に基づい た補助金額となっているか確認を徹底し、再発防止に 努める。
子ども未 来部	子育てあ んしん課	R-5	指摘事 項	盛岡市保育業務支援システム導入業務委託の随意契 約手続きに当たり、郵便見積りの内封筒が見積書に押 印した印鑑で封緘されていない無効とすべき見積書を 有効として取り扱っていたことから、適正な事務の執行を 求める。	措置済	原因は、郵便見積り内封筒封緘の使用印鑑の確認 漏れによるものである。 今回の指摘事項については、課内で情報共有を行 い、また、郵便見積りの内封筒が見積書に押印した印 鑑で封緘されていることを確認するように、課員に周知 を行った。 今後は、「盛岡市郵便入札手引き」に基づき、郵便見 積りの内封筒の封緘が適正な使用印鑑であるか、その 他記載要件についても複数人で確認することにより、 再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健所	企画総務 課	R -5	指摘事 項	令和4年度骨粗鬆症予防検診業務委託において、契約書に定める検診結果通知書の提出前に完了検査を実施していたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、業務委託契約書で定められている報告書類の確認不足によるものである。 令和5年度から、発注者と受注者の間で、契約期間内に検診結果通知書、集計表及び一覧表が提出されるよう、確認を徹底した。 今後は、業務委託契約の完了届が提出された時点において、成果品が確実に提出されているか正担当及び副担当で改めて確認し、再発防止に努める。
保健所	生活衛生 課	R -5	指摘事 項	第一種動物取扱登録申請の審査に当たり、審査手数料として申請書に貼付されている市証 紙の額面が不足している事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、法人化により、本来、新規申請として受け付けるべき申請について、更新申請として事前相談を受けていたことから、当初予定していた更新申請の手数料の額面のままであったことに、決裁時も気づかなかったことによるものである。 不足額については、申請者に十分な説明を行った上で徴収した。 今後は、起案前と決裁時に事務担当者及び係長又は副担当者が申請種別と手数料額を再確認し、証紙の脇に届出種別と確認者名を記載することとし、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健所	生活衛生課	R -5	指摘事項	動物管理手数料の証紙貼付高の報告に当たり、報告の内容に誤りがある事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	動物管理手数料のうち動物取扱業登録更新手数料分の原因は、申請を受付けた都度入力することとしている補助簿の入力漏れ及び文書を別に綴っていたため点検・報告の際も見つけられなかったことによるものである。 決裁時には係長又は事務副担当者が補助簿への入力を確認したうえで、申請書にチェックした旨を記載することとした。併せて、証紙貼付高報告の際には、申請書と補助簿の突き合わせを必ず複数名で行うこととした。 また、狂犬病予防手数料分の原因は、月次処理の決裁において集計件数の誤りを指摘され、決裁文書は訂正したもの、申請件数集計表の修正をし忘れていたこと及び証紙貼付高報告の際に、未修正の申請件数集計表の数値を引用し、届出原本を再確認しなかったことによるものである。 月次処理の決裁の過程で誤りが指摘された場合は、申請件数集計表の修正を徹底し、証紙貼付高報告の際は、必ず申請件数集計表と届出原本を複数名でチェックすること、決裁資料にはその確認担当者を明記することとした。
農業委員会事務局	農業委員会事務局	R -5	指摘事項	盛岡市農地台帳システムデータ作成業務に当たり、個人情報目的外利用申請を行わず、個人情報の取扱いを行っている事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、医療助成年金課への個人情報目的外利用申請を行わなかったことによる個人情報保護の取扱いにかかる事務の確認不足である。 令和5年度の未申請分については、個人情報保護管理規程第8条に基づき、個人情報保護責任者あて令和5年12月に申請するとともに、局内ミーティングにおいて事務手順の研修を行った。 今後は、市民登録課、資産税課及び医療助成年金課への申請の決裁をまとめて行うとともに、処理状況チェックシートを作成・添付し、正担当及び副担当並びに係長での三重チェック体制とすることにより再発防止に努める。

(備考) 1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。